

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に係る意見募集の結果について

令和6年11月29日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

#### 1. 概要

デジタル庁では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和6年10月18日から11月17日まで（行政手続法に基づく手続）

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

#### 2. お寄せ頂いた御意見

3件

#### 3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要及び御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

#### 4. その他

本件は、本日公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）から施行されることとなります。